

国民健康保険・後期高齢者医療の資格確認書等は7月中に送付します

現在交付している被保険者証または資格確認書の有効期限は、令和7年7月31日までです。
対象のかたに、下記のとおり新しい資格確認書または資格情報のお知らせを、7月中に送付します。

	国民健康保険の被保険者		後期高齢者医療の被保険者
	70歳未満	70～74歳	75歳以上
マイナ保険証ありのかた （マイナンバーカードの保険証利用登録をしているかた）	資格情報のお知らせをお持ちでないかたのみ、世帯主あてに 資格情報のお知らせ をまとめて送付（普通郵便）	世帯主あてに 資格情報のお知らせ をまとめて送付（普通郵便）	すべてのかたに 資格確認書 を送付（特定記録郵便）
マイナ保険証なしのかた （マイナンバーカードを持っていないかた、マイナンバーカードの保険証利用登録をしていないかた）	世帯主あてに 資格確認書 をまとめて送付（特定記録郵便）		

問合せ＝住民保険課 保険年金係 ☎76-1366

令和7年度健康長寿歯科健診のご案内

埼玉県後期高齢者医療広域連合では、前年度中に75歳または80歳になられた被保険者を対象として、健康長寿歯科健診を実施します。歯と口の健康は、全身の健康につながります。疾病の予防や健康増進のため、ぜひ受診してください。

- 【対 象】 次のいずれかに該当し、後期高齢者医療被保険者証をお持ちのかた
 ① 昭和24年4月2日から昭和25年4月1日までに生まれたかた
 ② 昭和19年4月2日から昭和20年4月1日までに生まれたかた
 【実施期間】 7月1日(火)から令和8年1月31日(土)まで
 【そ の 他】 申込手続などの詳細は、6月下旬に送付済みの受診案内をご覧ください。
 【問 合 せ】 健康長寿歯科健診コールセンター (☎0120-997-270)

費用無料



水道料金 検針票の住所、使用者のご確認をお願いします

「使用水量・料金等のお知らせ」(検針票)には、水栓住所、使用者などが記載されています。使用者のかたが既にお亡くなりになっているなど、記載されている内容が異なっている場合はお手続きが必要となりますので、担当までお問い合わせください。

問合せ＝上下水道課 業務係 ☎76-1118

7月から令和7年度の国民年金保険料免除申請の受付が始まります

経済的な理由や災害などにより、保険料を納めることが困難な場合、申請して承認されると保険料が免除されます。未納のままにせず、保険料免除制度をご利用ください。

申請が遅れると、申請前に生じた事故や病気による障害・死亡のとき、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取れなくなる場合がありますので、早めの手続きをお願いします。

【制度について】

1. 本人・配偶者・世帯主の前年所得がそれぞれ一定基準以下であることが条件です。
2. 天災や失業などの理由による申請もできます。(特例免除)
3. 原則、申請は毎年必要ですが、全額免除・納付猶予に該当する場合は、希望により翌年の申請手続きを省略することができます。
4. 納付猶予となった期間は、年金額に反映されません。

【申請方法】

◎申請場所

住民保険課 保険年金係
熊谷年金事務所

◎持参するもの

- ①基礎年金番号がわかるもの
- ②失業したかたは雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票などの写し
- ③学生の場合は学生証(コピー可。ただし、有効期限が裏面記載の場合には表面と裏面両方のコピー)または在学証明書

マイナポータルから国民年金手続の電子申請ができます

役場に来庁することなく、以下の手続きを行うことができますので、ご利用ください。

【対象手続】

- 国民年金第1号被保険者加入の届出
- 国民年金保険料免除・納付猶予の申請
- 国民年金保険料学生納付特例の申請

【電子申請のメリット】

- 24時間365日、申請できます！
- スマートフォンから申請できます！
- 処理状況も申請結果も確認できます！

マイナポータルとねんきんネットをつなげると便利です！

日本年金機構からのお知らせをマイナポータルで受け取ることができ、ご自身の年金記録や勤め先の履歴などが確認できます。

また、将来の年金見込額を試算できます。

手続きには、マイナンバーカードと取得時に設定したパスワードが必要になります。詳しくは、マイナポータルのホームページをご確認ください。



マイナポータル
QRコード

■電話の場合(ねんきん加入者ダイヤル) ☎0570-003-004

※050から始まる電話でかける場合 ☎03-6630-2525

受付時間 月～金曜日：午前8時30分～午後7時 第2土曜日：午前9時30分～午後4時
※休日、祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

受け取る年金額を増やすこともできます

付加保険料について

定額保険料に付加保険料(月額400円)を上乗せすると、老齢基礎年金に加算され年金額を増やすことができます。

手続きは年金事務所、役場で行うことができます。

国民年金保険料の納付を免除されているかた、国民年金基金に加入中のかたは、付加保険料を納付できません。

詳しくは、年金事務所ホームページをご確認ください。



年金事務所
ホームページ
QRコード

問合せ＝住民保険課 保険年金係 ☎76-1366